

委員提出資料

目次

- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P. 1
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P. 3
- 高谷 俊英 委員提出資料 . . . P. 14
- 寺尾 康子 委員提出資料 . . . P. 15
- 三日月 大造 委員提出資料 . . . P. 16
- 宮田 裕司 委員提出資料 . . . P. 18
- 村松 幹子 委員提出資料 . . . P. 20

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(第9回)への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
 認定 NPO 法人びーのびーの
 理事長 奥山千鶴子

子育て家庭の現状を踏まえ、以下、4点意見を提出いたします。

1. 妊婦等包括相談支援事業について

妊婦等包括相談支援事業として、伴走型相談支援のガイドラインが今年度中に配布予定とのことですが、3回の面談のうち妊娠後期(妊娠8か月頃)の面談については給付金との連携がないため、全数面談ができず希望者に限定している自治体がほとんどです。産休に入るタイミング前後の妊娠後期の面談は、産前産後の準備期間として非常に重要であることから、「地域子育て相談機関」等を活用した全数面談を希望します。

「地域子育て相談機関」は、中学校区に1か所程度の設置が期待されている身近な相談場所(保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等が想定)となっています。

その理由は、以下の通りです。

- ・共働きが多く、地域の社会資源の情報が得られにくいなか、タイミングよく情報を提供する
- ・子育てのイメージが持ちにくく、医療・保健情報だけでなく、生活支援(家事支援、レスパイト等)情報も提供する
- ・生活が大きく変わり、夫婦の子育てに関する考え方や変化に伴う家庭役割の話し合いが必要。地域子育て相談機関では、乳幼児や先輩パパママとの交流により産後のイメージや子育ての経験の受け渡しが可能。
- ・出産前に、地域子育て相談機関とつながることで、継続的な伴走支援、出産後の安心につながります。

地域子育て相談機関の職員は、原則利用者支援専門員(基本Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型)となっており、地域の社会資源に熟知した身近な子育てコーディネーターとして、生活全般の相談支援が可能となっています。

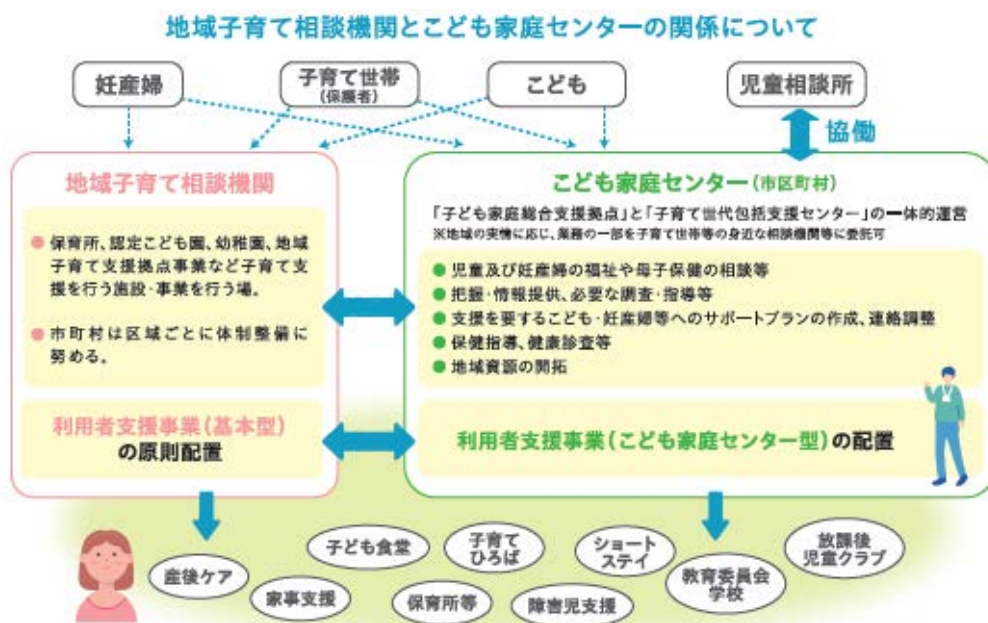


図:「これならわかる!こどもまんなか社会の利用者支援事業 概要と取組」 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 編集・発行より

2. 出産前教室(両親学級等)の100%受講体制の整備

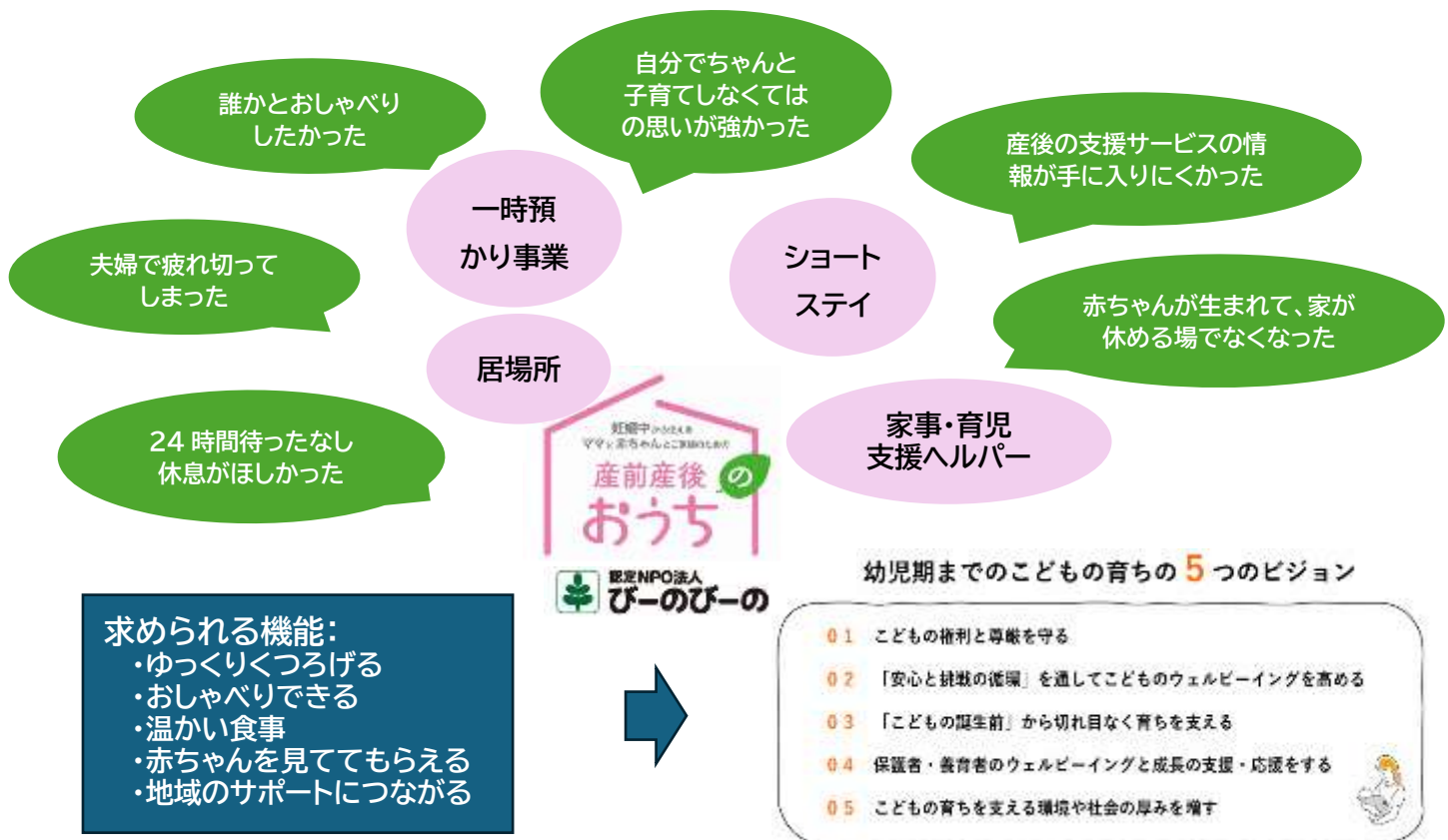
産後うつを予防し、出産後の環境の変化に伴う夫婦の家庭役割の確認等、夫婦ともに参加する出産前教室(両親学級)を多様な機会を用意し、すべての妊娠期の家庭が受講できるよう体制を整えてください。また、取り組む事業体にインセンティブを提供する等体制整備を提案をいたします。

- ・自治体での実施(保健師・助産師等の専門職による支援)
- ・地域子育て支援拠点等での実施(土日等の開催、地域のサポート情報、ピアサポート、先輩パパママとの交流)
- ・分娩施設での実施(出産前、出産時に安心)
- ・企業での実施(職場復帰にも良い影響、同僚同士の支援につながる)

3. 産後ケア事業に加え、生後1歳までの家庭へのレスパイト機能を充実させる

里帰り出産が減っています。横浜市港北区においても、コロナ前に約半数だった里帰り出産が約3割になっています。しかも、里帰りなし・親族の手伝いなしの家庭が2割となっています。夫婦だけで産前産後を乗り切るとは非常に困難です。産後ケア事業は、出産家庭の約1割の利用率であり、まだ希望すれば誰でも利用できる体制、身近な場所で利用できる状況ではありません。

産後ケア事業の普及促進とともに、産後ケア事業を補完できる、地域の産前産後の支援サービス、一時預かり事業、ショートステイ事業、家事・育児支援ヘルパーの拡充をお願いいたします。これは、「幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン」の方向性に合致するものだと考えます。



4. 子育て支援型共同住宅整備の促進

高齢者に向けた多様な住宅施策(介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)に公費が活用されていますが、子育て支援型の住宅施策は十分ではありません。住宅にかかる費用も都市部では非常に高額となっており、居住面積も減少傾向にあり、希望する子ども数への影響も考えられます。

こどもの安全確保に資する設備の設置や交流施設の設置をする共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)に対する補助を行っている国土交通省の子育て支援型共同住宅推進事業等に対して、こども家庭庁からも後押しいただき、さらに住宅確保がしやすい環境整備をお願いします。

2025年3月4日

子ども・子育て支援等分科会 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事
全国医療的ケア児者支援協議会 顧問
認定NPO法人フローレンス 会長
医療法人社団マーガレット 理事長
駒崎弘樹

意見書

今回の要望は、以下のとおりです。

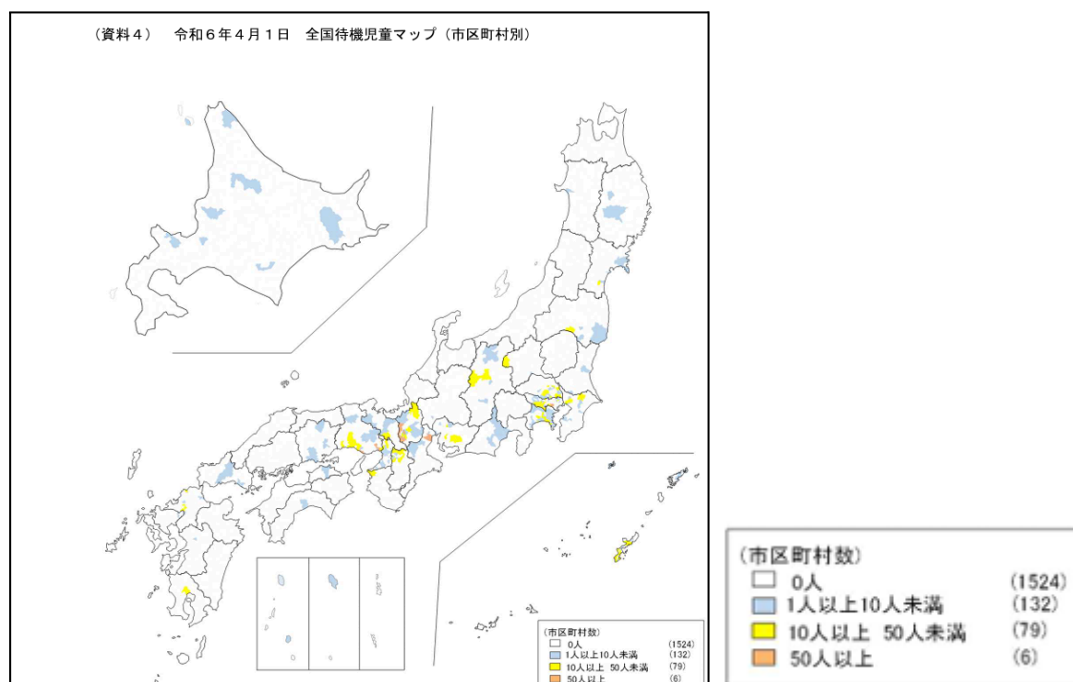
- ◎小規模保育事業に定員2～9名の定員区分を設け、新たにS型を創設することを提案します。
- ◎妊婦等包括相談支援事業で、チャット相談やAIを積極的に活用できるようにしてください。
- ◎「こども誰でも通園制度」を、家族に事情をかかえるこども、移動が難しいこどもも利用しやすくなる制度にしてください。
- ◎一時預かり事業に、こども誰でも通園制度のように、医療的ケア児に対する加算を創設してください。
- ◎小規模保育事業で、一定の条件下で施設長の兼任を認めることで、こどもの安全を守りながら保育士の労働環境を改善してください。
- ◎小規模保育事業で、1歳児配置加算の要件(3)を対象外とする例外を認め、園の配置改善を後押ししてください。

◎ 小規模保育事業に定員 2～9名の定員区分を設け、新たにS型を創設することを提案します

「3～5歳の小規模保育の全国展開」について、実現いただきありがとうございます。全国で待機児童を0にし、すべてのこどもに保育をうける権利を保障するため、小規模保育事業に定員 2～9人の“S型”を創設することを提案します。

【現状】

- 全国的に待機児童は減少傾向にありますが、まだ待機児童がいる地域も存在します。その殆どは1～50人で、全国に点在しています。¹

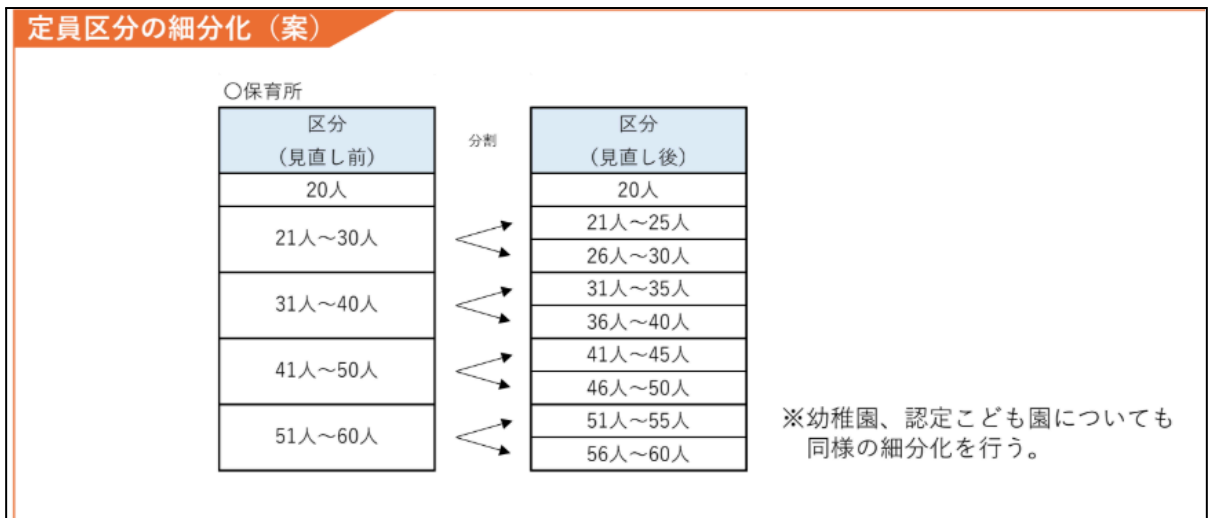


- 少子化が進む中でも、宅地開発や転入者の増加、あるいは施設の閉園等による、**地域の事情に伴う保育ニーズの増減**には注視が必要です。
- 全国的な保育ニーズが減少傾向に転じる中、すべてのこどもに保育をうける権利を保障するためには、**今後は地域ごとのより細かいニーズ（マイクロニーズ）**に対応する、スピーディーな立ち上げと撤退が可能な保育形態が必要です。
- 今般、「保育所における定員の細分化²」が示されました。

¹ こども家庭庁（令和6年8月30日）「『保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）』を公表します」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4ddf7d00-3f9a-4435-93a4-8e6c204db16c/82ad22fe/20240829_policies_hoiku_torimatome_r6_02.pdf

² 第9回子ども・子育て支援等分科会（令和7年3月4日）「資料4 子どものための教育・保育給付交付金の令和7年度予算案の主な内容について」



【要望】

- そこで、小規模保育事業でも、既存の3類型（A～C型）の他に、定員2～9名で、施設要件にとらわれない新たな類型「小規模保育事業S型」を追加することを提案します。
- S型の創設と併せて、定員区分の細分化もお願いします。現在6～12名、13～19名の2つしかない小規模保育事業の定員区分を、2～9名、10～12名、13～19名の3つに変更してください。

《小規模保育事業S型（案）》

- ・定員数：2～9人
- ・対象児童：0～5歳児
- ・職員資格：保育士（100%）
- ・設備要件：既存の施設要件とは別に定める。

- ポイント（1）
これまでのように商業ビルやマンション等だけでなく、児童館や公民館、小学校等の地域資源を有効活用して運営するために、必ずしも改修や所有を条件としない設備要件を別途設定してください。そうすれば、少人数の保育所をスピーディに整備でき、待機児童が解消した場合にも撤退が容易です。
- ポイント（2）
また、こうした小集団での保育は、集団になじまない性質を持つこどもなど、スペシャルニーズにも対応します。
- ポイント（3）
保育の質を担保するために、職員全員が保育士資格を持つこととします。

◎ 妊婦等包括相談支援事業で、チャット相談やAIを積極的に活用できるようにしてください

令和7年から開始する妊婦等包括相談支援事業において、24時間365日、日常のかつ継続的に寄り添って支援できる「オンライン（チャット）相談（民間委託を含む）」や「AI相談」を導入し、リアル（対面）とオンラインのハイブリッド支援を国として推奨していただきたいです。

【現状】

- 国の予算事業の実施要綱では、相談者の表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から、伴走型相談支援は「対面による面談（オンライン含む）を原則とする」とされています。
- しかし、外出の負荷が高い妊産婦に対して、相談窓口への来訪を求めることは、物理的・精神的なハードルが高いと考えます。また、相談事業が自治体主体で行われる場合、面談は主に平日の日中に行われることが想定され、妊婦や配偶者が就業している場合は、仕事を休まなければなりません。
- さらに、産前産後の日々変化する妊婦・子育て家庭の状態をタイムリーに把握し、寄り添った支援を提供するには、要綱が想定する3回の面談だけでなく、日常的にやりとりができるコミュニケーションツールが必要です。

【要望】

- 「伴走型相談支援」事業において、3回の面談に加え、外出することなく、いつでも、何度でも気軽に、妊婦・子育て家庭が相談できる、オンライン（チャット）相談やAI相談の仕組みの導入を推奨してください。

◎「こども誰でも通園制度」を、家族に事情をかかえるこども、移動が難しいこどもも利用しやすくなる制度にしてください

医療的ケア児や障害児へ、居宅へ保育従事者を派遣する運用を認めてくださりありがとうございます。しかし、こども本人に医療的ケアや疾病がなくても送迎が難しい場合や、障害児・医療的ケア児が将来的に登園を目指すために、本制度において通園が可能となる仕組みの構築をお願いします。

【現状】

(1) 家族の事情によって送迎が難しい場合

- こども本人に障がいや疾患がなくとも、**保護者に慢性的な疾患があったり、疾患や障害により外出の難しいきょうだいがいる場合**、保護者自身が外出が難しかったり、障害のあるこどものケアから離れられないことがあります。
- このようなケースでは「こども誰でも通園制度」を利用したくとも、**送迎が困難で移動手段がないため、利用できません。**
- 保護者・家族に疾患等の困難がある場合、こどもの外遊びが少なかったり、集団生活開始が遅れるなどにより、発達に心配な点がみられるケースもあり、特に保育へのつながりが求められます。

(2) こども本人に医療的ケアがある場合

- こども家庭庁の令和7年度予算案の「広域的保育所等利用事業」では、「送迎バス等により、**自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にする**」とあり、「**こども誰でも通園制度の実施施設への児童**」も送迎の対象としていただいております³。

(2) 広域的保育所等利用事業【拡充・見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるよう体制整備を行う。

【実施主体】 市区町村
【補助基準額】 ・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算） ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
・バス購入費 15,000千円 ・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

※保育所等の児童の送迎に支障のない範囲で、こども誰でも通園制度の実施施設への児童の送迎を差し支えないこととする。【拡充】

※①企業主導型保育事業や新制度に移行している幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）等において単独で実施する場合、②新制度に移行していない幼稚園での預かり保育を実施する施設の利用により実施する場合には、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けることを要件とする。【見直し】

- しかし、医療的ケアのあるこどもや、0～2歳のこどもはいわゆる園バスにのれないことが多く、**移動手段については課題がのこります。**

³ こども家庭庁「令和7年度保育関係予算案の概要」 P.19

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/214cacce-0305-4ce9-a120-355df90cf035/e2cb3de4/20241227_policies_hoiku_yosan_19.pdf

- **未就学のこどもの場合、通園、通所についての移動支援制度がなく、基本的に保護者が担うのが現状です。**喀痰吸引等の頻繁な医療的ケアが必要なこどもや、希少疾患などの理由で**遠方の施設しか利用できない**こどもの場合、自家用車を保有していない、公共交通機関ではこどもに負担がかかるなどの理由で、保育を受けられないことがあります。なかには、月に1回、働く保護者が休暇を取ったときしか通園できていないケースも存在します。

【要望】

- 登園を希望しているにもかかわらず、既存の支援では**移動手段がないために、登園が叶わないおそれがある**こどもも、しっかりと「こども誰でも通園制度」の利用につながるような仕組みの整備をお願いします。
- **例えば、保育士や、外部の訪問支援型の事業者**などが送迎に付き添ったり、送迎を担う場合に対応できるよう、**送迎加算をつくってください。**
- **すべてのこどもに「保育をうける権利」を保証するために、こどもをとりまく家族の事情も受け止められる制度設計**となることを期待します。

◎一時預かり事業に、こども誰でも通園制度のように、医療的ケア児に対する加算を創設してください

一時預かりでは、医療的ケア児に対する加算の仕組みがないため、利用者が利用を断られたり、事業者が自己負担によって追加の職員を配置しているのが現状です。すべてのこどもが安心して利用できるよう、加算の仕組みを創設してください。

【現状】

- こども誰でも通園制度には、障害児、医療的ケア児等に各種加算を設けていただき、ありがとうございます⁴。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

- 一時預かり事業は「満1歳以上」などの要件のみで地域の保育ニーズに合わせ柔軟に運用できるのが利点です。しかし、医療的ケア児等に関する加算がないことが課題です。
- 医療的ケア児は、「加算がないので、加配職員をおけないから」と利用を断られたり、事業者負担で職員を配置して対応しています。
- 加算が制度としてあることで、施設側は加配職員を継続確保しやすく、医療的ケアのあるこどもが利用を断られるケースを防ぐことができます。

【要望】

- 一時預かりでも、医療的ケア児に対し適切な人員配置ができるよう、加算の仕組みをつくってください。

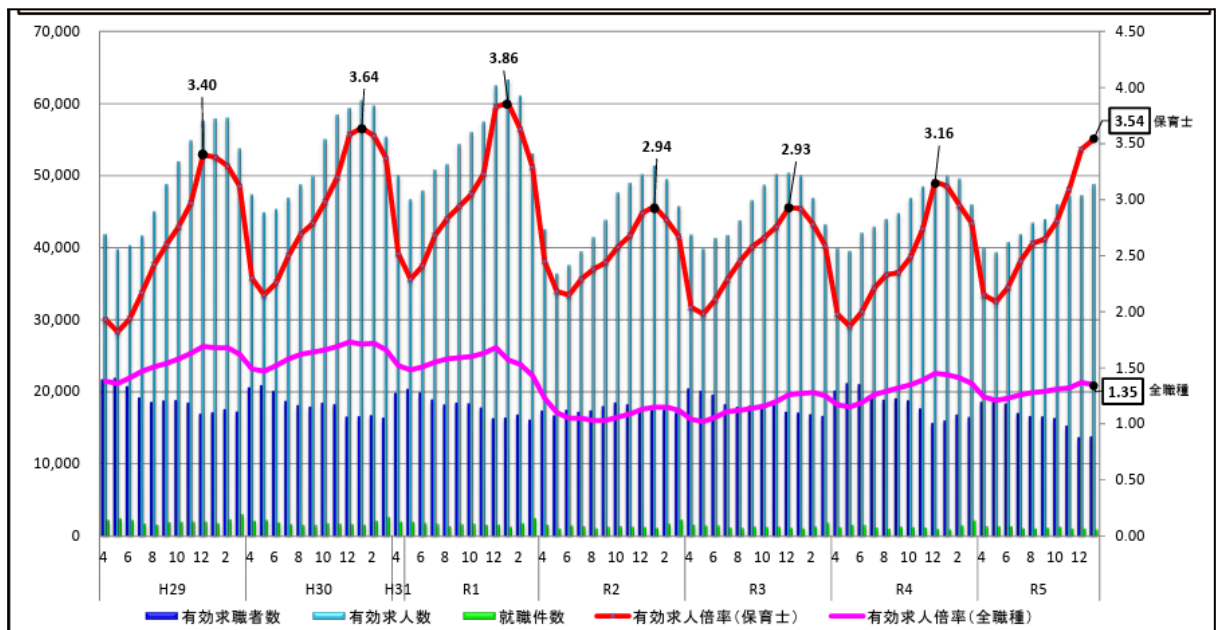
⁴ こども家庭庁「令和7年度予算案の概要（事業別の資料集）」（令和7年1月10日）P.38
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/6f755334/20250110_policies_budget_57.pdf

◎ **小規模保育事業で、一定の条件下で施設長の兼任を認めることで、こどもの安全を守りながら保育士の労働環境を改善してください。**

定員19名以下の小規模保育事業では、早朝や夕方にこどもが1名という状況があります。正規職員が少ないことによる働き手の負担や、人手不足でパートの確保が難しいことも課題です。小規模保育事業において、こどもが1人になる早朝や夕方に、保育士資格をもつ場合に限り、施設長の兼任を認めてください。

【現状】

- 定員19名以下の小規模保育所では、早朝や夕方においてこどもが1人という状況が度々生じます。
- 現行制度では、こどもが1人でも「保育士1名に加えて、都道府県知事（中略）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者⁵」、計2名の大人を置かなければならず、園長（施設長）はその配置に入ることができません。
- 小規模保育所では常勤の正職員が4名前後のところも多く、早番や遅番を担う回数が多くなり、家庭との両立の負担から退職にもつながりかねません。
- 保育士の有効求人倍率は依然高く、早朝や夕方はパートを雇いたくても、人手不足で難しい状況です。
- 労働力需要に応えられるよう、**保育士の勤務環境の改善**が喫緊の課題です。⁶



⁵ 厚生労働省「保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）」（平成28年2月18日）

https://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/28-1s5.pdf

⁶ こども家庭庁「保育士の有効求人倍率の推移（全国）」（令和6年4月24日）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/0c26b1be/20240424_policies_hoiku_109.pdf

- 施設長は、管理者という位置づけのため、通常、保育に入ると**委託料の減算となります**（保育士の急な休み等に業務を代行する場合は減算の対象外）⁷。
- 施設長の業務は、通常の勤務時間内の9-18時等で行うことができ、早朝や夕方などそれ以外の時間で短時間保育に従事することは、施設長の本来の業務を妨げるものではありません。
- 実際に、東京都では、東京都認証保育所において、**定員20人未満の施設については、施設長が保育従事職員との兼任を可能**としています⁸。
- 保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、**保育士の負担軽減による労働環境の改善が期待できます。保育士資格を持つ施設長に限る**ことで、保育の質を落とさず、配置割れを防ぎ、こどもの安全を守ることができます。

【要望】

- こどもの数が1名となる時間帯もある小規模保育事業において、保育士資格を持つ施設長が、こどもの数が1名となる朝夕の時間帯に保育従事者と兼任することを可能としてください。

⁷ こども家庭庁「公道価格に関するFAQ（よくある質問）Ver. 23（令和5年9月15日時点版）」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/750c1b35/20230919_policies_kokoseido_26.pdf

⁸ 東京都「東京都認証保育所事業実施要綱」（令和6年10月11日 一部改正）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/youkou061001>

◎小規模保育事業で、1歳児配置加算の要件（3）を対象外とする例外を認め、園の配置改善を後押ししてください。

「1歳児配置改善加算」が発表されました。1歳児の職員配置改善を進めてくださりありがとうございます。しかし、条件（3）は、職員数が少なく、「平均」が施設全体に与える影響が大きい小規模保育事業においては例外措置としていただくようお願いいたします。

【現状】

- 令和5年に閣議決定した「こども未来戦略」にもとづき、配置改善が進められ、令和7年度予算案において「1歳児配置改善加算」が措置されました⁹。**1歳児の配置改善を進めてくださり、ありがとうございます。**
- しかし、1歳児配置改善加算を受けるには下記の条件が設けられました。

【対象】以下の全てを満たす事業所
(1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
(2) 業務においてICTの活用を進めている
(3) **施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上**

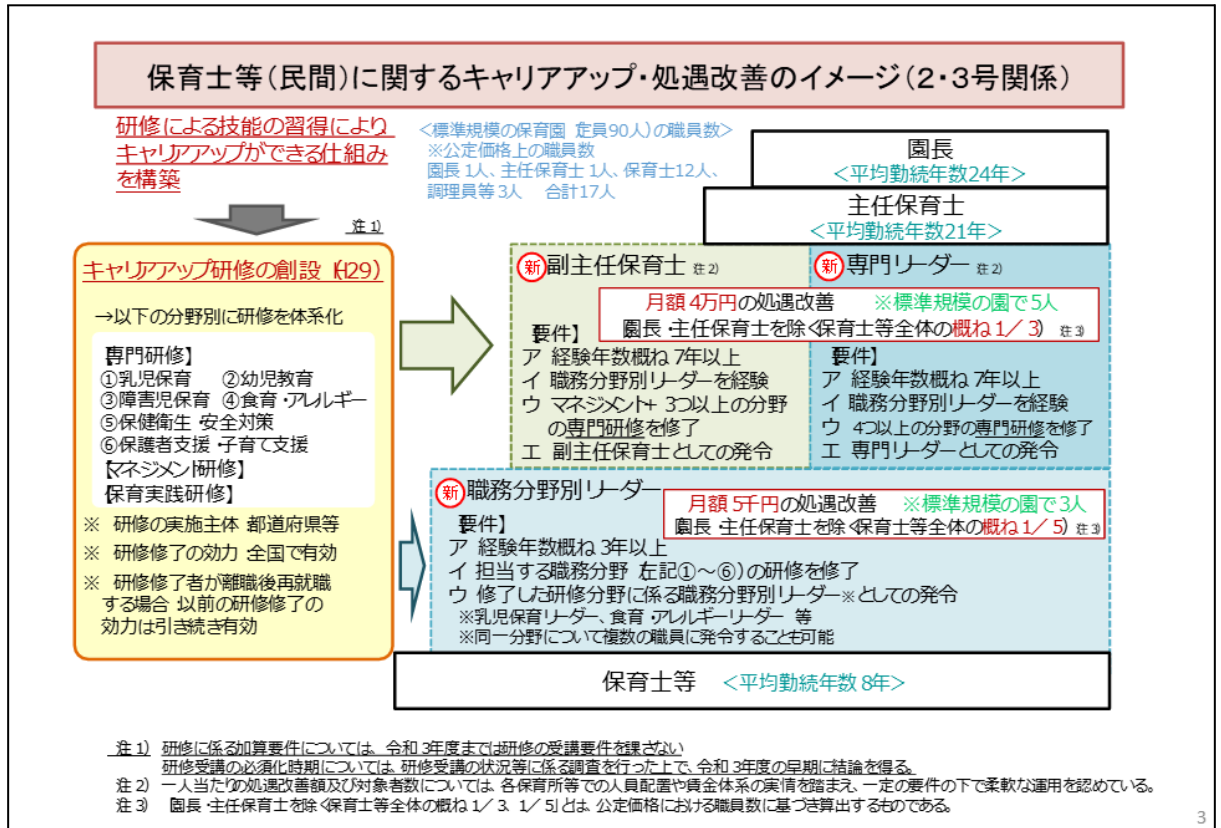
- 「施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」という条件を設けることは、**職場環境改善を進めている施設・事業所に対し、特に小規模保育所において、適切ではありません。**
- 2月20日の衆議院予算委員会で、三原大臣より要件を再検討する旨をお示しいただきありがとうございます¹⁰。ぜひ（3）の見直しをお願いいたします。
- 職員数が少ない小規模保育所では、人員増による職場環境の効果が大きいと考えられますが、同時に、**ひとりの経験年数が平均に大きく影響します。**
- 特に、**新卒を雇うと平均年齢が大きく下がります。**これは、事業所が、新卒を採用することで配置を改善することをためらわせ、新卒の就職先を狭めることにもつながりかねません。「職場環境改善のための加算」という本来の目的に逆行します。

⁹ こども家庭庁「1歳児の職員配置の改善」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/214cacce-0305-4ce9-a120-355df90cf035/f061d0e3/20250108_policies_hoiku_yosan_20.pdf

¹⁰ 神奈川新聞「1歳児の保育士配置、運営費加算措置巡り「要件を再検討」 三原担当相」（令和7年2月21日）<https://www.kanaloco.jp/news/government/article-1149909.html>

- また、条件「(1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している」によって、施設として一定のスキルや専門性は担保されているはずですが、なぜなら、処遇改善加算Ⅱ¹¹⁾は、概ね7年の経験年数と、各種研修を受けることでキャリアアップを図る制度であるからです。



- 小規模保育事業において、配置を改善し、職場環境改善や質の高い保育に取り組む意欲のある事業所から、機会を奪わないでください。

【要望】

- 1歳児配置加算の条件(3)について、平均の影響が大きい小規模保育事業や職員数が一定数以下の施設では、対象外としてください

¹¹⁾ こども家庭庁「技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/b10e852c/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_11.pdf

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会 意見書

公益社団法人全国私立保育連盟

常務理事 高谷俊英

1 処遇改善等加算の一本化について

処遇改善等加算の一本化への方向性をお示しいただきましたが、制度詳細について現段階で不明なため、令和7年4月から遅滞なく職員に配分するための給与規程等の改正手続きができません。ぜひ早急に自治体や保育関係団体にお示しをお願いします。同時に、複雑な内容を自治体から各園への説明に多くの時間を要したり誤った運用を避けるために、例えば国主催でWEB活用（オンデマンド研修動画等）による説明の機会を設ける等、制度改正にあたり円滑に事務が進む取り組みをお願いします。

2 1歳児の職員配置の改善について

1歳児についての配置改善に向けた第1歩を踏み出したことについては、大変ありがたいことではありますが、基準そのものの改正が見送られたこと、さらには加算取得のために各種条件が付されたことについては残念であります。条件の内容についても、平均勤続年数が10年以上の施設にも増して経験年数が少ない施設こそ配置改善をすべきであると考えますし、また、ICT活用は今後の優先課題ではありながら、少人数施設等にまで登降園管理機能が必須なのかどうかとも思います。

3 公定価格における定員超過減算の見直しについて

これまで待機児童解消のため、各自治体は施設に対し定員を超過しての児童受入れを求めてきました。その結果、ここ数年継続して待機児童ゼロを宣言している自治体も多くあります。自治体とともに待機児童解消につとめてきた施設に対し、十分な周知期間をとり、公定価格上のマイナスの影響がでないような制度改正をお願いします。

4 公定価格における定員区分の細分化について

定員区分の細分化の方向性は長年保育団体として要望をしてきた事項であり、大変ありがたく存じます。しかしながら、地方自治体の中には、独自のルールを設け定員変更を困難にしている自治体も依然として見受けられます。今回の改正にあたり、あらためて国から自治体に対し独自ルールの制限・禁止を徹底していただきたいと思えます。

5 保育DXの推進に向けた取組みについて

今般、国から保育現場におけるICT化を推進し保育DXを進めていくという大きな方向性が打ち出されました。この方向性に従い各施設はICTを活用した補助金申請、保育記録、監査事務等を進めていく必要があります。これまでの職場におけるデジタル環境から一步進んだものにならなければなりません。そのため今後継続して、ICT機器やソフトの導入費用・維持管理・更新経費、データ入力等、相当な経費が継続して必要となるという新たな段階に入っており、ぜひ公定価格上でもそのための初期投資にとどまらない維持管理・更新経費についてもご配慮をお願いします。



令和7年3月4日

全日本私立幼稚園PTA連合会

寺尾 康子

意見書

＜「幼稚園」というキーワードを入れていただきたい＞

資料全体が保育所のイメージとなっていると思います。「保育所等」の中に「幼稚園」というキーワードを埋没させてないでいただきたいです。

昨今、保育所でも幼児教育に力を入れている施設もありますが、幼児教育は幼稚園の強みであります。保護者が、大切なわが子を預ける先に「幼稚園」も選択肢に入れてもらえるような施策を考えて下されば、待機児童数も更に減少するのではないかと思います。

＜数字だけでなく実態の調査と研究＞

今後も調査結果や数字に捉われることのない実態調査や研究を行なっていただきたいです。子供の自殺は過去最多、こちらに関しては、自殺リスクの統計・要因分析だけでなく、相談窓口などでの会話内容をもとに心理学者に協力依頼・研究をしていただき一人でも多くの命を救っていただきたいと思います。

また、厚生労働省が公表した令和6年の人口動態統計速報によると出生数も過去最低となってしまいました。20代・30代の男女を対象にどうしたら結婚・出産したくなるのかに加えて、どうすれば結婚後のお金の不安がなくなると思うか、また子育てや将来への不安がなくなるのかなど、その実態を様々な角度から突き詰め、更なる改善に注力していただきたくお願い申し上げます。

＜働かずして子育てに向き合っている家庭にもご支援を＞

第7回の会議での意見書と重複しますが、低年齢での長時間保育が当たり前にならない『子育て社会』を作っていただきたいです。茨城県城里町の在宅育児手当（2万円／月）のような事業が全国においても実施していただき、保護者負担軽減のご支援をいただけますよう、引き続きご検討いただきたくお願い申し上げます。

子どもと親の時間を大切に、長時間保育を行わず運営を行っている幼稚園もごございます。そうした実態にも目を向けていただき、手厚いご支援を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

第9回子ども・子育て支援等分科会 意見書

滋賀県知事 三日月 大造

(全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長)

今般の児童福祉法等の改正や、「こどもまんなか実行計画 2025」の策定に当たっては、具体の施策の多くを担う地方と丁寧な調整を行っていただくとともに、地方が実効性ある取組を円滑に展開できるよう、特に以下の項目について意見を提出する。

1 児童福祉法等の一部を改正する法律案について

- 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設については、子どもの安全を守り、保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に預ける上で不可欠であり、早急に整備する必要があるという法改正の趣旨には賛同するところ。
- 一方で、改正法施行に当たっては、事実確認や訪問調査、審議会への報告等地方公共団体に相当の事務の増加が見込まれる中、現時点で都道府県や市町村、保育所等に求められる役割や生じる実務の詳細が明らかにされておらず、法改正に適切に対応するための予算や組織体制、周知等の所要の準備ができないことに不安の声も上がっている。
- ガイドラインの作成に当たっては、地方の声を聴きながら実態に即した内容としていただくとともに、都道府県と市町村の役割分担や事実確認の在り方等必要な事項を早期に明示いただきたい。
- 現場に混乱が生じないように、本改正に伴い新たに被措置児童等虐待の対象となる施設等に対して十分な周知・広報の期間を確保するため、早期に制度の詳細を明示いただきたい。
- また、虐待に適切に対応するための専門人材の確保等の人的体制の整備を含め、法改正に伴い生じる都道府県の財政負担について、国の責任において必要な支援を講じていただきたい。

2 「こどもまんなか実行計画 2025」の策定について

- 幼児教育・保育の質の向上のため、「保育政策の新たな方向性」に掲げられた各種施策を適切に盛り込んでいただきたい。特に、地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策、人口減少地域における保育機能の確保・強化、職員配置基準の改善、保育士等の更なる処遇改善、保育人材確保について、実効的な取組をお願いしたい。
- こども性暴力防止法の施行に向けた体制・環境整備について明記いただき、法の実効性が担保されるよう、国において対象施設・事業者の実態や、自治体の指導監督の実態等を把握した上で、下位法令やガイドライン等の整備を丁寧に進めていただきたい。
- 本実行計画は、施策の実施状況やこども大綱に掲げる数値目標・指標等の検証・評価結果を踏まえ、毎年改定することとされており、PDCAサイクルを回しながらより良い施策に強化・改善していくため、「こどもまんなか実行計画 2024」のフォローアップ状況をお示しいただくとともに、検証・評価結果を次期計画に反映していただきたい。

3 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金について

- 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金について、令和7年3月中旬に予定されている交付決定に向けた事前手続として、再三にわたって交付申請額の経費精査の依頼が来ており、交付決定額が大きく減少するのではないかと、全国の自治体において不安が広がっているところ。
- 令和7年2月末時点において、令和6年度分の所要額を大きく精査することは相当困難である。結果的に、交付決定額が少なくなれば、総事業費の見合いに応じて地方で財源補填せざるを得なくなり、多大な影響が生じることとなる。
- 本補助金は、待機児童の解消や保育の質の向上のための予算として、極めて重要なものであり、令和6年度交付決定および令和7年度予算において、所要額を十分に確保いただきたい。
- なお、自治体としても、経費精査の必要性は認識しており、不断の改善が必要と考えている。経費精査の精度を高めるために、事務負担の大きさや、国、都道府県、市町村、各施設間でのやり取りが必要な中で、十分な時間的余裕をもって照会してほしいとの趣旨の意見も多数寄せられたので、併せて申し添える。

令和6年3月5日

第8回子ども・子育て支援等分科会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 1歳児の職員配置の改善について

令和7年度予算案において、1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置いただいたことに感謝申し上げます。

具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5:1以上に改善し、かつ、3つの要件を満たしたときに加算されることとなっているが、この3つの要件が必要なものであるのか。特に(2)のICTの活用を進めている点については、何をどこまで行っていることが「進めていること」になるのか。また、(3)の平均勤続年数が10年以上の事業所のみ限定する理由は何なのか。根拠のある説明をお願いしたい。

また、「こども未来戦略」を踏まえ、3歳児の配置を15:1、4・5歳児の配置を25:1に改善されたものの、3歳児配置改善及びチーム保育加配を含めれば、既に多くの施設で15:1及び25:1は実現されていることに加え、チーム保育加配加算を取得している事業所は公定価格上の金額に変更がなく、事実上改善がなされたとは言い難い。

「こどもが権利の主体」であるという、こども基本法の趣旨及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が掲げる「子どもの最善の利益を守り、園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であること」を実現するためには25:1は十分ではない。令和7年度以降の早期に1歳児の配置を5:1に配置基準上から改善いただくとともに、4・5歳児の配置基準をユニセフのイノチェンティ研究所レポートカード8(2008年12月発行)に記載されている、配置基準のベンチマーク(評価基準)が15:1であることを踏まえ、これに相当する配置を配置基準上で定めて頂きたい。

2. 子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)について

今年度の財務状況等を事業終了後5か月以内に、入力することが求められている「ここdeサーチ」であるが、現在の時点で、自治体や事業者などに対する説明が行われていない。また、事業者側が何をどのように入力したものが、どのように公開されるのか、特に人件費を入力した場合に、どのような区分でどのような粒度で公表されるのかについての説明がなされていないことに大変懸念を感じている。事業者に過度な負担がかかることのないよう、適切な実施スケジュールで進めて頂きたい。

また、経営情報の見える化が推進されることは重要なことではあるが、本来の趣旨から逸脱することがないように、継続的な見える化の目的である「公定価格の改善」の道筋を示していただきたい。

更に、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やすため、公的価格の在り方を検討する「公的価格評価検討委員会」が2022年12月15日以降開催されておらず、最終とりまとめも未だ公表されていない。最終とりまとめがいつ頃報告されるかについてもお示しいただきたい。

加えて、令和5年8月28日に出された「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書」では、「継続的な見える化の主たる目的は」「公定価格の改善を図ることである。」とされている。本来の趣旨を見失わず、運用されていくことを強く要望する。

3. 処遇改善等加算の一本化について

公定価格の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの一本化についてご検討いただいていることに感謝申し上げます。とはいえ、来月からの運用変更となるため、自治体と事業者への詳細な説明を行っていただき、特にキャリアアップ研修会の取得方法、時間の計算方法など、丁寧な説明に努めていただきたい。また、処遇改善加算については、効果的な職員処遇の向上が図れるよう、より柔軟な法人の裁量を認めて頂きたい。

以上



令和7年3月4日

第9回 こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 保育に携わるすべての職員の配置や処遇改善について(資料5)

(1) 保育に携わるすべての職員の配置基準について

- 近年、子どもの発達においては個人の差が大きく、個別に対応する必要性が増えています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。子どもたちにきちんと向き合うため、基準以上の職員の配置については、各施設の努力により対応してきた現状があります。
- 今回、1歳児の配置基準の改善が示されたことに感謝申し上げます。しかし加算であるうえに、要件が課され、例えば要件(2)であれば、ICTによる登降園管理とさらに1機能を活用していなければ加算を取得できないということになります。子どもにきちんと向き合うための配置基準の改善であるはずなのに、要件を課す必要があるのでしょうか。1歳児の配置基準についてさらなる改善をお願いします。
- 4・5歳児の配置基準の改善についても、改善された配置基準(3歳児15:1、4・5歳児25:1)にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します。また、今回の配置基準の改善は、「チーム保育推進加算(略)」を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用」とされました。しかし、チーム保育推進加算は、チームリーダーの位置づけ等、チーム保育体制を整備し、職員の平均経験年数(12年以上)やキャリアを積んだ保育士が若手保育士とともに保育する体制を整備することで得られる加算です。配置基準の改善とは根本的に主旨が異なるものです。今後、配置基準の改善に加えてチーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育推進加算が獲得できるよう整理していただくことを要望します。
- もちろん、応答的な関りが求められる2歳児の保育士の配置基準の改善も必要です。
- また、配置基準については、保育士・保育教諭はもちろん、看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置基準が適当なのか、しっかり精査してください。

(2) 保育士が長きにわたってキャリアを積み上げ、専門性を高めるために

- ・ 保育士の平均勤務年数が年々伸びているなか、現在の処遇改善等加算Ⅰは11年で加算率が頭打ちとなります。経験が豊富で専門性の高い職員は、現場に必要不可欠な存在です。
- ・ 保育士のさらなる定着をめざして、加算のあり方を見直すとともに、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を進めてください。

(3) 主任保育士の役割について

- ・ 「こども誰でも通園制度」の試行的事業の前に実施されていた「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」の中間評価集計結果では、担当職員の約63%が保育の経験年数が11年以上となっています。
- ・ 時間的な制約等のある「こども誰でも通園制度」を進めるにあたっては、経験や専門性のある主任保育士が果たす役割が重要であり、期待されることは明白です。
- ・ 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- ・ 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としてください。

(4) 施設長の資質向上のために

- ・ 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要です。

2. 社会福祉施設職員退職手当共済制度について(資料8)

3. 令和6年度末までに結論を得るとされていた「社会福祉施設退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続」については、継続されるとなりましたが、「令和8年度までに改めて結論を得ることとする」とされました。

- ・ 保育人材確保難が深刻化しているなか、日本の将来を担う子どもの健やかな育ちを保障し、国が策定する「誰でも通園制度」などを着実に実施するためには、保育人材確保が欠かせません。
- ・ 保育人材を確保し、子どもの健やかな育ちを保障するため、社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成を堅持・継続してください。

3. 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について(資料5)

4. 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化については、令和7年度4月から開始されますが、現時点で詳細な説明がなく、自治体も分かっていない状況です。
5. 保育現場の混乱は、子どもたちの保育への影響も出かねません。現場が混乱を来さぬよう、自治体、保育園・認定こども園等に対し、わかりやすく、丁寧な説明を早急にお願いします。

4. 子どもの育ちをまんなかに据えた政策の実施(資料1)

- ・ 「児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要」(資料1)において、「3～5歳児のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設」が、令和8年4月1日に施行されることが説明されました。
- ・ 3～5歳の子どもたちは、身体活動が活発になるとともに、集団としての保育の重要性も増す時期です。
- ・ 設備・面積基準や園庭の設置の基準などは今回の資料だけではわかりませんが、小規模保育事業所で3～5歳の子どもの育ちを保障できるのか疑問です。
- ・ 国の規制改革という視点だけで判断するのではなく、日本の将来を担う子どもの育ちという視点からご検討・ご判断いただくことが必要だと考えます。

5. 保育現場でのDXの推進について(資料10)

6. 保育現場でのDXの推進にあたっては、現実としてまだまだICT化されていない自治体や施設があるとの声があります。
7. 保育現場のDXを実現するにあたっては、実際に使用する自治体・施設においてICTが拡充されることがまず必要です。全国的に拡充が進むよう、自治体にさらなる働きかけをしてください。
8. また、一律の運用を進めるにあたっては、各施設で必要な環境性整備等、具体的にお示しいただくことで取り組みやすくなると考えます。

6. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革(資料2)

- ・ 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- ・ そのためには日本の長時間労働を是正する施策をすすめることが必要であり、資料2の「こどもまんなか実行計画 2024 (概要)」の「こども施策に関する重要事項」の1つに「子育て当事者への支援」とあり、「柔軟な働き方の推進」「長時間労働の是正」が挙げられています。
- ・ その一方、保育所等においては11時間開所や土曜開所が求められています。保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちもいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのではないでしょうか。
- ・ 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するためにも、11時間開所が求められる保育所等の開所時間のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。